

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和4年8月1日

|        |  |
|--------|--|
| 会議の名称  | 庁議   |
| 開催日時   | 令和4年8月1日（月）10時30分～11時20分   |
| 開催場所   | 庁議室  |
| 出席者職氏名 | 市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博<br>総合行政部長 村山 修 総務部長 豊島俊二<br>市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修<br>子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫<br>市長公室長 松永 仁 上下水道部長 細田雄二<br>会計管理者 榎本章一 議会事務局長 北村竜一<br>監査委員事務局長 近藤政雄 教育政策部長 今野美香<br>(計15人) |
| 欠席者職氏名 |  |
| 説明員職氏名 | <b>【付議】</b><br>1～3 総合行政部長 村山修<br>4、5 総務部長 豊島俊二<br>6～11 市民生活部長 松井俊之<br><br><b>【報告】</b><br>1 総合行政部長 村山修<br>2～4 総務部長 豊島俊二<br>5、6 上下水道部長 細田雄二  |
| 議 題    | <b>【付議】</b><br>1 個人情報保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方について意見公募手続きを実施するもの<br>2 志木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について<br>3 志木市職員の育児休業等に関する条例及び志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に                                      |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>ついて</p> <p>4 志木市手数料条例等の一部を改正する条例について</p> <p>5 志木市税条例の一部を改正する条例について</p> <p>6 志木市民会館条例の一部を改正する条例について</p> <p>7 志木市ふれあいプラザ条例を廃止する条例について</p> <p>8 志木市民会館の管理に係る指定管理期間の変更について</p> <p>9 志木市民サービスステーション設置方針の決定について</p> <p>10 志木市民サービスステーション条例の制定について</p> <p>11 志木市役所出張所設置条例の一部を改正する条例について</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 令和4年志木市議会9月定例会提出議案について</p> <p>2 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について</p> <p>3 令和3年度志木市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について</p> <p>4 令和4年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について</p> <p>5 令和3年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について</p> <p>6 令和3年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について</p> |
| 結 果             | <p><b>【付議】</b></p> <p>1～11 了承</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1～6 了解</p>  |
| 事務局職員職氏名        | 秘書課副課長 小堀 健   |
| その他必要事項         | 特になし  |
| 会議内容の記録（経過、結果等） |   |

## 開会

総合行政部長が開会を告げる。

### 【付議】

#### 1 志木市個人情報保護条例の廃止及び、志木市個人情報の保護に関する法律施行条例制定に関する意見公募手続きの実施について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行予定）の改正に伴い、志木市個人情報保護条例を廃止し、志木市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することとなった。施行条例制定の考え方について、意見公募手続きを実施するものである。

#### 【案件名】

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方について

#### 【募集期間】

令和4年8月19日（金）から令和4年9月20日（火）

#### 【閲覧場所及び市民意見シートの配布場所】

市ホームページ、総合窓口課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市民会館

#### 【意見の提出先】

市政情報課へ直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページの回答フォーム、市公式LINE

#### 2 志木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により必要となる条例の規定の整備を行うものである。

#### 【改正の概要】

- 1 志木市職員の定年等に関する条例
  - (1) 管理監督職勤務上限年齢制の導入
  - (2) 定年前再任用短時間勤務制の導入
  - (3) 情報提供・意思確認制度の新設
- 2 志木市職員の給与に関する条例  
給与に関する措置

### 3 その他の関連する条例改正

- (1) 志木市職員の育児休業等に関する条例
- (2) 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- (3) 志木市公益的法人等への職員の派遣に関する条例
- (4) 志木市職員の任用等の状況の報告等に関する条例
- (5) 志木市職員再任用条例（廃止）

#### 【施行日】

令和5年4月1日（一部公布の日）

### 3 志木市職員の育児休業等に関する条例及び志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に当たって必要な措置を講ずるとともに、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について国家公務員と同様の改正を行うものである。

#### 【改正の概要】

#### 1 志木市職員の育児休業等に関する条例

##### (1) 育児休業の取得回数制限の緩和等

法律の施行に当たって必要な事項を含め、育児休業の回数制限の緩和等に関する必要な措置を講ずる。

##### (2) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等

①子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和

②子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

#### 2 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大する。

#### 【施行日】

令和4年10月1日

### 4 志木市手数料条例等の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

### 【改正の概要】

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、長期優良住宅の認定制度の対象に既存住宅が追加されることを踏まえ、手数料を制定するとともに、その他引用法令の改正にあわせて以下の条文を変更するものである。

### 【参考】

別表第5（租税特別措置法関係）

別表第7（建築基準法関係）

別表第8（長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係）

別表第9（都市の低炭素化の促進に関する法律関係）

別表第11（都市計画法関係）

また、令和4年10月1日の改正長期優良住宅法の施行により、現行法では新築及び増改築を行う住宅に対し実施されていた長期優良住宅の認定に関して、建築を伴わない場合も対象となったことから、申請手数料の金額を新たに定めるとともに、文言の整理を行うものである。

## 5 志木市税条例の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

地方税法の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の延長等をしたいので、志木市税条例の一部を改正する必要があるため、地方税法第3条第1項により提出するものである。

### 【改正の概要】

住宅借入金等特別税額控除について（市税条例附則第7条の3の2関係）、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長をするもの。

控除適用年度 「令和15年度」を「令和20年度」

居住年 「令和3年」を「令和7年」

### 【施行日】

令和5年1月1日

## 6 志木市民会館条例の一部を改正する条例について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

### 【改正の概要】

1 市民会館等の再整備に伴い、市民会館が令和5年3月31日に閉館するた

め、その代替施設として、令和5年5月に仮設の市民会館を開設するもの。

2 仮設の市民会館において、新たに会議室及び宴会場の貸館を実施するにあたり、利用料金等の改定を行うもの。

**【施行日】**

令和5年5月1日

**7 志木市ふれあいプラザ条例を廃止する条例について（市民生活部）**

○概要説明：市民生活部長

**【改正の概要】**

フォーシーズンズ志木8階に、志木市民サービスステーションが設置にされることから、志木市ふれあいプラザ条例を廃止するもの。

**【施行日】**

令和5年5月1日

**8 志木市民会館の管理に係る指定管理期間の変更について（市民生活部）**

○概要説明：市民生活部長

**【改正の概要】**

市民会館が令和5年3月31日で閉館するため、当該施設の管理に係る指定管理期間を変更するもの。

指定管理者

公益財団法人 志木市文化スポーツ振興公社

変更前

平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

変更後

平成31年4月1日～令和5年3月31日（4年間）

**【施行日】**

令和5年5月1日

**9 志木市民サービスステーション設置方針の決定について（市民生活部）**

○概要説明：市民生活部長

**【改正の概要】**

新庁舎移転後における志木駅前行政機能の強化を図るとともに、市民の文化・芸術活動の場を確保するため、志木駅前出張所とふれあいプラザを統合し、

新たに「志木市民サービスステーション」を設置する。設置にあたり、志木市意見公募手続を経て設置方針を定めるものである。

**【市民意見公募期間】**

令和4年6月1日（水）から令和4年6月30日（木）まで

**【市民意見結果】**

提出意見件数（人数）1件（1人）

**【今後の予定】**

志木市民サービスステーション設置方針に基づくスケジュールにより、条例改正等を含む整備を進める。

## 10 志木市民サービスステーション条例の制定について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

市民の利便性向上を図るため、志木市民サービスステーションを新設するもの。

**【条例の概要】**

### 第1章 志木市民サービスステーション

地方自治法第155条第1項に規定する出張所として志木市民サービスステーションを設置し、名称等を規定。

### 第2章 コミュニティスペースつつじ

市民の自主的な文化活動等の推進と市民福祉の増進のため、コミュニティスペースつつじを設置し名称業務及び指定管理等を規定。

### 第3章 雑則

市外居住者、午前・午後・夜間・全日の利用料金別表及び備考等を規定。

**【公布日】**

令和5年5月1日

## 11 志木市役所出張所設置条例の一部を改正する条例について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

市民の利便性向上を図るため、志木市民サービスステーションを新設するのに伴い改正するもの。

**【改正の概要】**

地方自治法第155条第1項に規定する志木市役所出張所のうち、志木駅前出張所を削除する。（志木市本町5丁目26番1号 所管区域 全域）

**【施行日】**

令和5年5月1日

**【報告】**

**1 令和4年志木市議会9月定例会提出議案について（総合行政部）**

○概要説明：総合行政部長

|             |     |
|-------------|-----|
| 議案          | 35件 |
| 人事          | 14件 |
| 補正予算        | 5件  |
| 条例          | 8件  |
| 指定管理者の指定の変更 | 1件  |
| 決算          | 7件  |
| 報告          | 2件  |

**2 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（総務部）**

○概要説明：総務部長

令和4年9月定例会に報告する上記の比率について、報告するもの。

※地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、上記比率について令和4年8月5日（金）に監査委員の審査に付す予定である。

**【令和3年度志木市健全化判断比率（単位：％）】**

| 実質赤字比率  | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率  |
|---------|----------|---------|---------|
| —       | —        | 1.4     | —       |
| (12.73) | (17.73)  | (25.0)  | (350.0) |

※早期健全化基準を括弧内に記載。

※実質赤字額、連結実質赤字額は生じておらず、また、将来負担比率も算定されないため「—」と表示。

**令和3年度志木市資金不足比率（単位：％）**

| 水道事業会計 | 下水道事業会計 |
|--------|---------|
| —      | —       |

※2会計とも資金不足が生じていないため「—」と表示。



### 3 令和3年度志木市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、下記のとおり報告するもの。

会計別決算額一覧（単位：円）

|         | 歳入             | 歳出             | 差引額           |
|---------|----------------|----------------|---------------|
| 一般会計    | 33,491,074,986 | 30,809,754,566 | 2,681,320,420 |
| 国保特会    | 7,171,045,787  | 6,783,593,078  | 387,452,709   |
| 地下駐特会   | 51,804,582     | 48,983,416     | 2,821,166     |
| 介護特会    | 5,072,369,634  | 4,948,275,905  | 124,093,729   |
| 後期高齢者特会 | 1,012,340,049  | 998,428,170    | 13,911,879    |
| 計       | 46,798,635,038 | 43,589,035,135 | 3,209,599,903 |

### 4 令和4年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和4年9月定例会に提出する補正予算は、次のとおり。

- ・令和4年度一般会計補正予算（第6号）  
※継続費、債務負担行為、地方債の補正含む
- ・令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・令和4年度志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- ・令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）  
※債務負担行為の補正含む
- ・令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

各会計別補正予算の内容（単位：千円）

| 会計区分         | 補正前予算額     | 補正額       | 補正後予算額     |
|--------------|------------|-----------|------------|
| 一般会計（第6号）    | 29,796,022 | 665,945 → | 30,461,967 |
| 国保特別会計（第1号）  | 6,749,817  | 177,452 → | 6,927,269  |
| 駐車場特別会計（第1号） | 44,043     | 2,811 →   | 46,854     |
| 介護特別会計（第1号）  | 5,306,752  | 127,592 → | 5,434,344  |
| 後期特別会計（第1号）  | 1,120,509  | 10,911 →  | 1,131,420  |

## 5 令和3年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

### 1 収益的収入及び支出（税抜）

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 水道事業収益      | 1, 295, 977, 793円 |
| 水道事業費用      | 1, 159, 543, 840円 |
| 当年度純利益      | 136, 433, 953円    |
| 当年度未処分利益剰余金 | 323, 198, 098円    |

### 剰余金の処分（案）

減債積立金 93,382,073円 建設改良積立金 93,382,072円

### 2 資本的収入及び支出（税込）

|       |                |
|-------|----------------|
| 資本的収入 | 284, 738, 700円 |
| 資本的支出 | 718, 502, 285円 |

※収入が不足する額 433,763,585円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,291,992円及び過年度分損益勘定留保資金 427,471,593円で補填した。

### 3 供給単価及び給水原価（税抜）

|      |         |
|------|---------|
| 供給単価 | 140円49銭 |
| 給水原価 | 140円21銭 |
| 差引   | 0円28銭   |

## 6 令和3年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

### 1 収益的収入及び支出（税抜）

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 下水道事業収益     | 1, 974, 741, 206円 |
| 下水道事業費用     | 1, 720, 219, 785円 |
| 当年度純利益      | 254, 521, 421円    |
| 当年度未処分利益剰余金 | 721, 285, 460円    |

### 剰余金の処分（案）

減債積立金 189,172,348円 資本金への組入 277,591,691円

### 2 資本的収入及び支出（税込）

|       |                |
|-------|----------------|
| 資本的収入 | 598, 136, 074円 |
|-------|----------------|

資本的支出 1, 076, 568, 801円

※収入が不足する額 478,432,727円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,063,429円、過年度分損益勘定留保資金 182,777,607円及び減債積立金 277,591,691円で補填した。

3 使用料単価及び汚水処理原価（税抜）

使用料単価 112円91銭

汚水処理原価 107円47銭

差 引 5円44銭

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。